

**2020 年 臨床高血圧フォーラム及び日本高血圧学会総会の開催延期
に伴う専門医認定期間の特別延長等について**

2020 年 5 月 16～17 日に予定されておりました第 9 回臨床高血圧フォーラム（大阪）と 2020 年 10 月 23～25 日に予定されておりました第 43 回日本高血圧学会総会（沖縄）の開催が 1 年間延期となりました。高血圧専門医の更新に必要な単位数の一部である学術集会への参加機会が 1 年間なくなったことを考慮し、専門医の認定更新に関する扱いを以下の通りといたします。

これにより、2020 年 4 月 21 日にご連絡した「第 9 回臨床高血圧フォーラム開催延期に伴う専門医更新単位の扱いについて」はこれに置き換わるものとします。

1) 現在認定中の全ての高血圧専門医について、その認定期間を 1 年間延長（計 6 年間）とし、認定期間終了に伴う更新手続きも本来の時期の 1 年後に行うことにする。

例) 2021 年 3 月 31 日に認定期間終了予定の方は、本来 2020 年 9 月 1 日～2020 年 11 月 8 日の間に更新申請書類を提出しなければなりません。が、認定期間終了が 2022 年 3 月 31 日まで延長され、更新手続きの期間も 2021 年 9 月 1 日～2021 年 11 月 8 日へ変更となります。

2) これに伴い、規則に定める更新に必要な単位数は、延長後の期間に応じて取得すれば良いこととする。

例) 1) の例の場合、原則として 2021 年 9 月 1 日～2021 年 11 月 8 日の更新申請時までに合計 50 単位以上（うち 日本高血圧学会関連 25 単位以上、うち 医療安全に関する研修 1 単位、医療倫理に関する研修 1 単位）を取得すればよいことになります。

3) 1) に定める認定期間の 1 年間の延長は、2020 年 7 月 1 日に会員専用サイトにあるご本人の「専門医情報」に反映させ、原則として専門医認定証の再発行は行わない。ただし、掲示などの理由により専門医認定証の再発行を希望する場合は申請によりこれに応じる。

4) 更新後の新たな認定期間は規則通り 5 年間とする。

例) 1) の例の場合、新たな認定期間は、2022 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日の 5 年間となります。

5) 2020 年 3 月 31 日に認定期間が終了した専門医で第 9 回臨床高血圧フォーラム参加の条件付きで認定更新が認められた方も、認定期間終了日を 2021 年 3 月 31 日まで延長し、2021 年 5 月開催の第 9 回臨床高血圧フォーラムに参加すれば、2021 年 4 月 1 日に遡っ

て、認定更新を認める。

※医療倫理講習会の参加単位のみ不足の場合は、今回に限り特例として第42回日本高血圧学会総会における同講習会のDVD視聴によるレポート提出で単位充足を認め、2020年4月1日に遡り認定更新を認める。この場合認定期間は6年間（5年間＋延長1年）とする。

6) 2020年3月31日に認定期間が終了した専門医で申請により更新が1年間保留となった方も、認定期間終了日を2021年3月31日まで延長し、その後1年間の更新保留とする。

7) その他（受験資格についての扱い）

a. 第6回専門医特例試験（当初2020年7月12日実施予定）の受験資格として、第9回臨床高血圧フォーラムの参加が義務付けられていた方は、2021年5月に開催が延期となった同フォーラムの参加を条件に、2020年11月29日の第6回専門医特例試験の受験を認める。この場合、専門医の認定は同フォーラムの参加証コピーの提出後、2021年4月1日に遡って行う。

b. 第17回専門医試験（2021年7月実施予定）の受験資格として、第43回日本高血圧学会総会の参加を予定していた方に対しては、2021年5月開催の第9回臨床高血圧フォーラムに参加した場合に受験資格を認める。

以上

2020年6月26日

日本高血圧学会 専門医制度委員会